



統発0610第6号

平成28年6月10日

公益社団法人 全日本不動産協会
理事長 様

厚生労働省大臣官房統計情報部長



平成28年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼について

厚生労働省が実施しています「毎月勤労統計調査」（統計法に基づく基幹統計調査）につきましては、日頃よりご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、毎月勤労統計調査のうち「特別調査」は、日本標準産業分類の16大産業に属し、1～4人の常用労働者を雇用する小規模事業所における賃金、労働時間、雇用の実態を明らかにするため、年1回（7月31日現在について）実施しています。

「特別調査」は、標本理論に基づいて日本全国から無作為に選んだ地域（別添「指定調査区市区町村名一覧」に記載の市区町村内の一部地域）に所在するすべての事業所を8月から9月にかけて統計調査員が訪問して、事業所の常用労働者数・主な生産品・事業の内容等を確認し、そのうち常用労働者数を1～4人雇用する事業所について特別調査を実施します。

つきましては、統計調査員が伺いましたら調査にご回答いただけますよう、貴会会員の事業所にご周知願います。

ご参考までに、毎月勤労統計調査要綱、毎月勤労統計調査特別調査の調査票、「毎月勤労統計調査のお願い」、「平成28年毎月勤労統計調査特別調査について」、「毎勤だより」、平成27年調査結果（概況）及び特別調査イメージキャラクター「とくちゃん」のイラスト各1部を同封いたします。同封しました参考資料の電子ファイルが必要な場合は、メール又は電子媒体でお送りいたしますので、お手数ですが以下の担当までご連絡いただけますようお願いいたします。

【担当】

厚生労働省 大臣官房 統計情報部

雇用・賃金福祉統計課 毎勤第一係 旅川

TEL : 03-5253-1111 (内線 7605)

FAX : 03-3502-5396

E-mail : tabikawa-naho@mhlw.go.jp

毎月勤労統計調査特別調査票

(平成 年 7 月 分)



1 事業所名 (電話) 局 番	都道府県番	調査区番号	事業所一連番号	※産業分類番号		企業規模番号
				大	中	

2 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。 (主要なものとは、総収入の最も多いものです。)	3 調査期間は、いつからいつまででしたか。(6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1カ月間です。) 月 日から 月 日まで	4 調査期間末日の常用労働者数は何人でしたか。 人	5 企業(同一会社に属するすべての事業所)の全常用労働者数は、何人ですか。 該当する番号を○で囲んでください。 (1) 30人以上 (2) 5~29人 (3) 1~4人
--	---	----------------------------------	--

常用労働者について記入してください。 常用労働者とは、期間を定めずに、又は1カ月を超える期間を定めて雇われている者及び日々又は1カ月以内の期間を定めて雇われている者で前2カ月(5月及び6月)の各月にそれぞれ18日以上貴事業所に雇われた者をいいます。

次の者は除きます。
○事業主又は法人の代表者
○無給の家族従業者

1 氏名又は符号	2 性		3 通勤・住込みの別 (注)		4 家族労働者であるかどうかの別		5 年齢 (1年未満の端数は切り捨ててください。)	6 勤続年数	7 出勤日数 (1時間でも就業した日は1日に数えてください。有給休暇は含めないでください。)	8 1日の実労働時間数 (7月中の通常日の労働時間を記入してください。休憩時間は除きます。)	9 きまって支給する現金給与額 (毎月同じように支給される給与(税込み)で、残業手当を含みます。) (100円未満は四捨五入してください。)	10 昨年の8月1日から今年の7月31日までに特別に支払われた現金給与額(夏季又は年末の賞与、3カ月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追加分及び支給事由の発生が不確実な給与の総額(税込み)です。毎月きまって支給する給与は含みません。)									
	男	女	通	住	家族	家族以外							歳	年	日	時間	百万	拾万	万	千	百円
1	1	2	1	2	1	2															
2	1	2	1	2	1	2															
3	1	2	1	2	1	2															
4	1	2	1	2	1	2															

(注) 住込みとは、家族労働者であるかどうかを問わず、事業所の構内又は事業主の住宅内に居住し、常態として食事の提供を受けている者をいいます。

備考	面接者氏名	調査票作成 年 月 日	年 月 日	統計 調査員印
----	-------	----------------	-------	------------

※印欄は記入しないでください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々は統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

事業主の皆さまへ

毎月勤労統計調査のお願い

毎月勤労統計調査は、賃金や労働時間、雇用の変動を明らかにすることを目的に、統計法に基づいて厚生労働省が実施している、国の重要な統計調査です。調査は事業所単位で行います。

調査は、2種類あります

5人以上の労働者を雇用する事業所対象

毎月勤労統計調査

毎月実施

1～4人の労働者を雇用する事業所対象

毎月勤労統計調査 特別調査

年1回(7月)実施

調査対象の事業所は、一定のルールに基づいて、無作為に選ばれます。

調査対象に選ばれた事業所の皆さまには、
調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

調査で知り
得た内容の
秘密保護は
万全です！



調査の結果は、
景気の判断や、
社会保障制度を
検討するときの
資料として使わ
れます。

毎月勤労統計調査のキャラクター「まいちゃん きんちゃん」

◆ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください ◆

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →
7. 雇用 → 毎月勤労統計調査 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

事業所の皆さまへ

平成28年 毎月勤労統計調査 特別調査について

厚生労働省
都道府県

お忙しいところ、貴重なお時間をいただきありがとうございます。

この度、毎月勤労統計調査特別調査を行うための調査区として、この地域が指定されました。

調査に先立ち、統計調査員が皆様の事業所にお伺いして、事業所の名称、常用労働者数などを把握する「準備のための調査」を実施いたします。

「準備のための調査」では、指定した調査区の最新の事業所名簿を作成いたします。この名簿は、調査の対象となる事業所を整理するためのもので、他の用途に使用することは絶対にありません。

また、統計調査員は知事が任命した公務員であり、調べた事からについて他に漏らすことは、統計法で固く禁じられています。

正しい統計結果を出すために、まず、事業所名簿が最新のものであることが必要です。統計調査員の質問には、ありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

毎月勤労統計調査 特別調査とは？

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査（給与や労働時間、雇用の変動を毎月明らかにする調査）を補うために常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、小規模事業所の実態を示すものとして最低賃金の決定に係る審議会資料に使用される等、行政施策の企画・立案に役立てられています。

なお、この調査は国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づく「基幹統計調査」とされています。

調査の流れ

厚生労働省

調査区の指定

統計調査員

<準備のための調査>

調査区内の最新の事業所名簿を作成
(事業活動の内容、労働者数などをお尋ねします)。



統計調査員

調査区内の常用労働者数が1～4人の全ての事業所に対して
常用労働者ごとの性別、通勤・住込みの別、
家族労働者であるかどうかの別、年齢、
勤続年数、出勤日数、1日の実労働時間数、
きまって支給する現金給与額、
年間の特別給与額
について調査いたします。

統計を作成する目的以外に使用することは絶対にありません。



厚生労働省

統計作成



基幹統計調査とは？

A

国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づき承認された統計調査のことです。

対象になった方は、統計法により調査に回答しなければなりません。一方、秘密の保護などについて厳重な規定が定められています。

国勢調査、経済産業省生産動態統計調査、経済センサス等も基幹統計調査です。

ご不明な点などがありましたら、下記までご連絡ください。



毎月勤労統計調査特別調査
イメージキャラクター
「とくちゃん」



厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (内線7605～7607, 7609, 7610, 7626, 7631)

毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →

7. 雇用 → 毎月勤労統計調査(特別調査) <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>